

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、広島市安佐南区古市三丁目五番三―一〇〇三号、渡邊俊幸の請求に係る監査を次のとおり執行したので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成二十八年八月二十二日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	中
赤	高	児	原
木	橋	玉	好
稔	義		治
明	則	浩	

## 広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

平成28年8月19日

広島県監査委員	中原好治
同	児玉浩
同	高橋義則
同	赤木稔明

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

広島市安佐南区古市三丁目5番3-1003号 渡邊俊幸

#### 2 請求書の提出日

平成28年6月15日

#### 3 請求の要旨

請求人から平成28年6月15日に提出された広島県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月28日に提出された広島県職員措置請求書（平成28年6月15日付け）補正書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

##### (1) タクシー代金（870円及び1,670円の合計2,540円）の返還措置請求について

広島県教育委員会教育長下崎邦明（以下「教育長」という。）は、平成27年6月22日に駐広島大韓民国総領事（以下「総領事」という。）の接待に応じ晚餐会に出席し、公務とは言えない「タクシー代金2,540円」を支出した。

当日は、県庁から、公務先でない総領事官邸へタクシーを使用し、その後、「私用先」から自宅へタクシーを利用したものであり、県庁から自宅へ帰るといふ本来の経路ではない。

総領事からの招待状に記載する「韓国の文化や韓国語などに対する意見を交わす」目的が達成されたことについて、証明記録等は一切存在しないものであり、不当・違法な支出である。

晩餐会の招待状には、招待者として各高等学校名及び校長の個人名の記載があり、「韓国語を採択している高校の校長を招待」と明確に記載してあるとおり、採択の御礼であることは明白である。

特定の語学採択権限を有する者たちが、軽率に特定関係者の接待に応じ、公共の利益を害した。

また、教育長は、招待状から、各校長（総領事主催の晩餐会に出席した各県立学校長をいう。以下同じ。）の参加を事前に推量しながら、各校長の参加の是非を含めて、出張か否かについて事前に調整等すべきなのに調整せずに漫然と参加した。

各校長は、晩餐会に私的に参加しているにもかかわらず、教育長が公務で出席していることについて、合理的な理由が存在しない。

よって、教育長に対して、直ちにタクシー代金 870 円及び 1,670 円の合計 2,540 円の返還措置を請求する。

(2) その他講ずべき措置について

教育長の選任監督者である広島県は、違法・不当な教育長のタクシー代金の支出等の調査を行っていない。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 11 条に規定する服務規定に違反している。職務上の法的義務に違背し職務上要求される標準的注意義務違反である。

これらのことから、教育長の権限としての特定集団への不正・不当なる行使の防止・是正、違法・不当な教育長のタクシー代金の支出等の調査を怠る事実を改めること、違法・不当なる教育長への給与満額支給の防止・是正について請求する。

#### 4 請求の要件審査等

(1) 広島県職員措置請求書の補正について

平成 28 年 6 月 15 日に提出された広島県職員措置請求書の内容に不備が認められたため、平成 28 年 6 月 17 日付け広監委第 54 号により補正を求めた。

平成 28 年 6 月 28 日に、同日付けで請求人から補正した書類が提出された。

(2) 請求の要件審査について

法第 242 条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等の財務会計上の行為があると認められるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、当該行為の防止、是正若しくは当該団体の被った損害の補てん等を図るために、当該団体の住民が監査及び必要な措置を講じることを請求することを認めたものである。

本件請求3(1)は、教育長の「総領事主催の韓国語採択高校との晩餐会」出席（以下「本件出張」という。）に係るタクシー代金という公金の支出に係る措置請求であるため、法第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

3(2)のうち、「違法・不当なる教育長への給与満額支給の防止・是正」の請求については、法の要件を具備しているタクシー代金の返還措置請求を審査する中で併せて判断することとした。

また、3(2)のうち、「教育長の権限としての特定集団への不正・不当なる行使の防止・是正」及び「違法・不当な教育長のタクシー代金の支出等の調査を怠る事実を改める」との請求については、これらはいずれも財務会計上の行為又は財産の管理等を怠る事実に係る措置ではなく、また、財務会計上の行為であるタクシー代金の支出についての講ずべき措置に該当しないものと認められることから、法第242条所定の要件を具備しているものと認められない。

## 5 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成28年7月13日に、追加資料（補足資料）の提出があり、請求人の陳述の聴取を行った。請求人は、意見陳述の中で、総領事主催の韓国語採択高校との晩餐会（以下「本件晩餐会」という。）への参加の公務性や意見交換の内容等について広島県教育委員会事務局（以下「県教育委員会事務局」という。）に説明を求めたが回答が得られなかったことが問題であるという趣旨の発言を行った。また、陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき県教育委員会事務局を立ち合わせた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

第1の4(2)に記載のとおり、「教育長の本件出張に係るタクシー代金の支出」及び「違法・不当なる教育長への給与満額支給の防止・是正」について監査の対象とした。

### 2 監査の対象機関

法第242条第4項の規定に基づき、平成28年7月22日に広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の教育長及び県教育委員会事務局に対する監査を実施した。

## 第3 監査の結果

## 1 監査対象機関の説明

### (1) 本件晚餐会について

次のとおり開催された。

ア 開催日時 平成27年6月22日(月) 18:30～20:45

イ 開催場所 駐広島大韓民国総領事官邸(広島市)

ウ 内 容

#### (ア) 出席者

(韓国側)

- ・駐広島大韓民国総領事館総領事, 同副領事, 広島韓国教育院院長

(広島県側)

- ・教育長, 県立海田高等学校長, 県立西高等学校長, 県立安芸府中高等学校長, 県立高陽東高等学校長

(その他)

- ・広島市立及び私立の高等学校長計4名

#### (イ) 晚餐会の趣旨等

本件晚餐会は, 総領事官邸において, 総領事の主催で開催されたものである。関係者が一堂に会して, それぞれの立場から広島県が取り組んでいる教育のグローバル化や各校が取り組み, あるいは今後一層取り組もうとしている韓国との交流などについて, 自由に所感や情報を交換し合ったものであり, 実際に出席した各校長からも, 交流を深める有意義な会であったと聞いている。

なお, 晚餐会と言いながら, 総領事官邸の中で和やかに行われたもので, 料理については, 豪華というよりは, 家庭的な料理であった。

#### (ウ) 意見交換の主な内容

本件晚餐会の始めに総領事や教育長の挨拶があり, その後は自由な意見交流の場となった。

本件晚餐会の中で, 教育長は, 広島県教育のグローバル化の進展と教育委員会が異文化交流のチャンネルを持つことの重要性について述べた。また, 各校長は, 韓国語を受講している生徒が将来的に韓国の姉妹校を訪問するなど交流が活発になることへの期待や, 韓国の学校との姉妹校提携をきっかけに韓国語の授業を開講したこと, これから韓国語の授業と姉妹校交流を一層充実させていきたいことなどについて述べた。

このように, 韓国語, 朝鮮語を学習した生徒は, 姉妹校間交流だけではなく, 将来, 広島と韓国との様々な交流の場において活躍することが期待され, そうした意味でも, 広島の韓国総領事館が, 教育のグローバル化の推進に取り組んでいる県教員委員会や, 実際に韓国語, 朝鮮語の授業を行う学校との友好関係を大切にされているものと考えている。

(2) 教育長の出席について

ア 出席の理由、必要性及び公務性について

県教育委員会では、異文化間協働活動推進事業を実施しており、現在、さまざまな国、地域の自治体及び国際機関と教育協定を締結し、姉妹校との生徒の交流促進、教員の研修・交流等についてその拡大に取り組んでいる。

現在、外国や国際機関に対して積極的に働き掛けを行っているところであり、この会への教育長の出席は、その方針に沿ったものであること及び招きに応じて出席することが国際儀礼上の観点からも必要であることと判断した。

このようなグローバルな教育行政を積極的に遂行していくために、県教育委員会を代表する教育長自らが出席する必要があると判断し、公務として出張することとした。

イ 会場への出張及び帰宅にタクシーを利用した理由について

県庁から総領事官邸までは、タクシーの使用基準に基づき、その区間に対応する公共交通機関であるバス利用と比較して時間短縮効果が大きく、出発直前まで他の業務を処理できるなど効率的な業務処理ができることから、タクシーチケットを利用した。

会終了後、総領事官邸から自宅までは、教育長送迎運行業務委託契約に従って、通常どおり、送迎業務によるタクシーを利用した。

(3) 旅行の報告及び意見交換の内容を記録として残していない理由について

旅行の復命は、復命書により教育長に随行した秘書が平成27年6月23日に行った。

本件出張は、県立学校と韓国との交流の一層の推進を目的に所感や情報を自由に交換し合う場として開催されたものであり、その場で何らかの意思や方針が決定される類の会ではなく、また、特段記録を残さなければならないような性格の会でもなかったため、会への参加人数と終了時刻といった客観的事実を旅行命令（依頼）簿の復命内容として記載している。

(4) 晩餐会に県立学校の校長が出席した理由・必要性について

韓国語の授業の開講は、教育課程編成に係る校長の権限によるものであるが、本件晩餐会に各校長が出席した趣旨・目的は、あくまで韓国語等の授業を開講している学校、あるいは韓国の学校との間で姉妹校提携している学校の校長として、こうした韓国との国際交流を深める場に招きに応じて出席することが国際交流上重要であり国際儀礼に適うものであり、そして各所属校のグローバル教育の一層の充実・推進といった観点から見て非常に有意義なものである。

本件晩餐会の招待に、各校長の授業開講やそれに至る決定過程に加わる県教育委員会に対する御礼や対価といった意味は全くなく、また、請求人が主張するように軽率に接待に応じたものではない。請求人の主張は、単なる憶測に基づくものに過ぎない。

(5) 各校長が教育長の場合と異なり、公務出張としなかった理由について

教育長については、(2)アに記載のとおり、県教育委員会を代表する立場で公務として出席したものである。

一方、各校長については、教育長の場合と同様に国際交流上重要な意味を持ち国際儀礼に適うものであるばかりか、各所属校のグローバル教育の一層の充実・推進といった観点から本件晩餐会に出席したものであるなど、あらゆる事情を勘案した結果、それぞれの校長の判断で出席を決定した。また、「校長としての仕事あるいは役目の一つ」として出席したものであり、その意味では、これを純粋な私的参加と捉えるのは正確ではない。その上で、各校長としては、本件晩餐会が、校長会等の定例の会議のようにあらかじめ校長の公務として予定されていたものではなかったこと、地域の行事や会合にそれぞれの学校の代表者として参加する場合にも、通常、出張扱いなどにはしていないこと、勤務時間外のため、勤務中に公務を離れるものではないこと等の事情から、校長判断として「あえて公務で出張するような性格のものではない」としたものである。

したがって、出張扱いか否かを巡って教育長と各校長との間に差異があるとしても、そのことゆえに「整合性を欠く」とか、あるいは「教育長の公務に合理的理由がない」ということにはならない。

なお、本件晩餐会の出席について、教育長は県教育委員会を代表する立場で出席の判断を行い、各校長は、学校それぞれの取組をどのように進めていくかという目的で出席の判断を行っていることから、この件について、教育長から各校長に対し、出席すべきか、出席すべきでないかについて調整していない。

## 2 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

### (1) 教育長と県立学校長の旅行命令権者について

教育長の旅費の支給については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和50年広島県条例第38号）第2条第3項の規定に基づき支給される。また、同条例第11条第1項の規定により、旅費の支給方法は一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとされている。

職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）第4条第1項の規定により、旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。教育長へ旅行命令を行う権限は、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号。以下「権限委任規則」という。）第1条の規定により、教育長に委任されている。

また、県立学校長へ旅行命令を行う権限は、県立学校長に対する事務委任規程（昭和38年広島県教育委員会教育長訓令第2号）第1条第1項第5号の規定により、

県立学校長に委任されている。

(2) 語学の選択科目の設定について

ア 語学の履修科目の設定権限

「韓国語」の授業を開講するためには、教育課程の編成権を有する校長が、自校の教育課程に「韓国語」を位置付ける必要がある（校長の教育課程編成権（地教行法第33条第1項、広島県立高等学校等管理規則（昭和32年広島県教育委員会規則第2号）第2条、広島県立高等学校学則（昭和28年広島県教育委員会規則第4号）第8条第1項））ことについて確認した。

イ 履修科目の決定に伴う高等学校内部での検討内容や手続

韓国語の科目を設定することは、学校の全体の教育課程に関わってくるので、学校全体の協議を経た上で校長が決定することについて確認した。

(3) タクシー代金の支出について

ア 本件晩餐会会場への出張及び帰宅にタクシーを使用した理由

県教育委員会におけるタクシー利用の基本的な考え方・使用基準・運用については、タクシーの使用基準に定められている。

また、本件晩餐会終了後、総領事官邸から自宅までは、教育長送迎運行業務委託契約書の仕様書にある「教育長宅から県教育委員会までの区間のほか、広島市内の用務先（広島駅など）と教育長宅との区間の送迎を含む」との規定に基づき、送迎業務によるタクシーを利用したことについて確認した。

イ 旅行命令手続

本件出張について、旅行命令（依頼）簿を精査したところ、条例等諸規程に基づいて、旅行命令手続がなされていることを確認した。

ウ 旅行の実施

旅行命令（依頼）簿の復命により、旅行の実施を確認した。

エ タクシー代金の支出手続

本件出張に係るタクシー代金の支出について、旅行命令（依頼）簿、復命書、支出負担行為整理書兼支出調書等を精査したところ、広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）等に基づいて支出手続がなされていることを確認した。タクシー代金は次のとおり支払われている。

① 県庁から総領事官邸までのタクシー代金（タクシーチケット使用分）

経 路 県庁から広島市内の用務先

旅行確認日 平成27年6月23日

確認方法 復命書、請求書

支出決定日 平成27年7月3日

支払年月日 平成27年7月31日

支 出 額 870円



平成27年7月31日に支出されたタクシー代金870円は、所要の決裁及び会計管理者の審査を経て、債権者に対して適正に支払われている。

② 総領事官邸から教育長宅までのタクシー代金（教育長送迎運行業務委託分）

経 路 広島市内の用務先から教育長宅

旅行確認日 平成27年6月23日

確認方法 復命書、請求書

支出決定日 平成27年7月10日

支払年月日 平成27年8月7日

支 出 額 1,670円

平成27年8月7日に支出されたタクシー代金1,670円は、所要の決裁及び会計管理者の審査を経て、債権者に対して適正に支払われている。

(4) 請求人の県教育委員会に対する問い合わせについて

行政文書開示請求の内容に関して請求人から複数回問い合わせがあり回答したほか、請求人から、平成28年2月19日に質問状が提出されたことがあること、その内容については、このたびの請求内容にあったようなことが書かれており、それに対する対応を聞かれ、「質問があったという意向については上司に伝える」と回答したことについて確認した。

### 3 判断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 教育長の本件出張に係るタクシー代金の支出について

ア 旅行命令の公務性について

2(1)のとおり、教育長へ旅行命令を行う権限は、権限委任規則第1条の規定により、教育長に委任されている。

旅行命令権者である教育長が旅行命令を発する際には、当該旅行の職務との関連性を考慮して判断する必要がある。

教育長の本件晩餐会への出席については、グローバルな教育行政を積極的に遂行していくために、県教育委員会を代表する教育長自らが出席したものであり、本件晩餐会の中で「広島県教育のグローバル化の進展と、教育委員会が異文化交流のチャンネルを持つことの重要性」について述べ、総領事等と意見交換を行うなど、県教育委員会の職務と関連があるものと認められる。また、本件晩餐会については総領事の招きに応じたものであり、出席することが国際儀礼に適うものであるとともに、総領事官邸の中で行われ、供された料理については、出席者の発言からも家庭的な料理であったことから、社会通念上相当と認められる程度を超える供応を受けたものではないと認められる。

次に、「晩餐会は韓国語を採択している高校の校長を招待したものだから、韓国語採択の御礼であることが明白である」との請求人の主張については、本件晩餐会では韓国の学校との姉妹校交流の様子や各校の韓国語等の開講状況、国際交流の取組などについて意見交換されたことについて確認した。請求人は、本件晩餐会が韓国語採択の御礼であるとする主張を証明する具体的な証拠を提出しておらず、また、監査の結果においても、採択の御礼ととらえられるような事実は認められなかった。

次に、「晩餐会の目的が達成されたことについて証明記録等が一切存在しない」との請求人の主張については、韓国の学校との姉妹校交流の様子や各校の韓国語等の開講状況、国際交流の取組などについて意見交換がされたことは既に述べたとおりである。また、本件晩餐会の記録については、教育長の復命は旅行命令権者の教育長に対して行うものであるため、部下が上司に報告する復命とは性格が異なること、また、何らかの意見や方針が決定されたものでもないために記録として残す必要もなかったことなどから、記録を残していなかったものと認められ、請求人の主張のように証明記録等が存在しないことが本件出張の公務性を否定するものではないと認められる。

次に、「各校長が私的参加で、教育長が公務との合理的理由も存在しない」との請求人の主張については、①教育長の旅行命令権者は教育長であり、各県立学校の校長の旅行命令権者は各校長であることから、それぞれが旅行命令の必要性を判断したものであること、②教育長は、異文化交流を更に推進する目的で協力関係にある領事館の招きに応じて、県教育委員会を代表する立場（いわゆる来賓の立場）でグローバルな教育行政を積極的に推進していくという県教育委員会の姿勢を示し、理解や協力を求めるために出席したものであり、一方、各校長は、それぞれの学校の長として今後の学校運営の参考となる情報や知見を得る目的で、意見交換や交流を行うために出席したものであり、教育長と各校長の立場は異なっていること、③その中で、各校長は、本件晩餐会の開催時間が各校長の勤務時間外のため、勤務中に公務を離れるものではないこと等を考慮して、各校長の判断で特に旅行命令を発していなかったものと認められ、教育長と各校長で旅行命令の判断が異なっても合理的でないとは言えず、請求人の主張には理由がない。

さらに付言すれば、旅行命令は、各旅行命令権者がその必要性を判断する者であり、校長が旅行命令を発していないことをもって、教育長の本件晩餐会への出席を公務ではないと言うことはできない。

次に、「教育長は、招待状から、各校長の参加を事前に推量しながら、各校長の参加の是非を含めて、出張か否かについて事前に調整等すべきなのに調整せずに漫然と参加した」との請求人の主張については、上記のとおり、教育長と各校長では立場が異なることから、別々に出席の可否や旅行命令の必要性をそれぞれで判断したものと認められ、この件について、教育長から各校長に対し調整していないことが地教行法に規定する服務規定に教育長が違反しているとは認められない。

以上のことから、本件旅行命令は、旅行命令権者である教育長が公務性を考慮して発したものであり、教育長として許容される裁量の範囲内のものと認められる。

イ タクシー代金の支出について

2(3)ア第1段落のとおり、県教育委員会では、タクシー利用の基本的な考え方・使用基準・運用についてはタクシーの使用基準により示されている。県庁から総領事官邸までのタクシー使用については、この基準に則った取扱いを行っているものと認められる。

また、同第2段落のとおり、本件晩餐会終了後、総領事官邸から教育長の自宅までのタクシー使用については、教育長送迎運行業務委託契約書の仕様書に基づき、送迎業務によるタクシーを使用したことが認められる。

その他、本件出張について、旅行命令及びタクシー代金の支出に関する手続は、関連諸規程等に則り適正に行われ、その額も適正なものと認められる。

以上のことから、本件出張に係る旅行命令は、違法・不当であるとは認められず、これに基づく支出も違法・不当であるとは認められない。

(2) 違法・不当なる教育長への給与満額支給の防止・是正について

上記(1)の判断を行う過程で、教育長の服務違反などの違法・不当な行為は認められないことから、教育長への給与満額支給の防止・是正を講ずべき理由は認められない。

よって本請求は、理由がないので棄却する。

付 記

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、次のような業務執行上の問題が見受けられる。

今回の事案について、請求人は意見陳述の中で、本件晩餐会への参加の公務性や意見交換の内容等について県教育委員会に説明を求めたが回答が得られなかったことが問題であるという趣旨の発言を行っている。

請求人から平成28年2月19日に提出された質問状に対して、県教育委員会が回答可能な範囲内の的確な説明を行っていれば、県教育委員会の判断の内容をより理解してもらえる可能性もあると考えられるところであり、こうしたことから、今後は、県民からの質問などに対して、よりの確な説明を行うなど適切な対応に努めていただきたい。